

広島県労働基準協会 会員のみなさまへ



小規模事業場向け ストレスチェックサービス開始

ストレスチェックとは

ストレスチェックとは、自身のストレス状況を知るための簡単な検査です。
労働安全衛生法において1年に1回の実施が義務づけられています。
50人未満の事業場においてはこれまで努力義務でしたが、令和7年（2025年）の改正により、**令和10年（2028年）4月1日から実施が義務化**されました。
令和8年（2026年）6月より、実施者を選任できない50人未満の事業場向けに中災防が実施者・実施事務従事者を請負うサービスを新たに提供いたします！

小規模事業場向けメニュー

New

1. ご利用できる事業場

中災防に実施者を依頼される労働者数50人未満の事業場

2. ご提供サービス（職業性ストレス簡易調査票57項目・紙受検）

- ・ 個人レポート：ストレスチェック結果
- ・ 集団分析：対象者全体の健康リスクの評価（仕事のストレス判定図）
※集団分析は有効回答者数10人以上に限ります。
※「ストレスチェック結果の保存」は中災防が5年間行います。
※「高ストレス者に対する医師の面接指導」については契約等を行っている医師や最寄りの地域産業保健センターへ依頼してください。

3. 利用料金

一律35,000円（税抜）

多言語版はオプションで対応可（別料金）

※多言語…英語・中国語・ベトナム語・インドネシア語・ポルトガル語

▼ お申込み先 ▼



特典

初回は特別割引価格でストレスチェックの申込み可能！

申込方法は簡単！

申込書（下部）その他連絡事項に

「広島県労働基準協会」と記入するだけ！

申込書	申込書（下部）その他連絡事項に
その他連絡事項	その他連絡事項

広島県労働基準協会



※広島県労働基準協会の会員でない事業場の場合は、通常料金の適用となります。

通常メニュー

実施者がいる事業場向けに**選べる3種類2方法**のストレスチェックをご提供しております！
全国平均や業種平均と比較できる集団分析など様々なオプションをご用意しております！

標準版57項目	紙受検 Web受検	80項目版	紙受検 Web受検	総合版90項目	紙受検 Web受検
標準的なストレスチェック		ポジティブメンタルヘルス、組織資源の向上に		ストレスチェックと生活習慣を一緒にチェック	
法定のストレスチェックで用いる調査票として、厚生労働省が推奨している「職業性ストレス簡易調査票」57項目。多言語対応。		標準版57項目に加え、仕事の負担、仕事の資源、ワーク・エンゲイジメント等に関する23項目を追加した「新職業性ストレス簡易調査票短縮版」。多言語対応。		標準版57項目に加え、食生活、運動、飲酒、喫煙、口腔保健、生活リズム、VDT作業等に関する33項目を追加した全90項目。	

※ 多言語…英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、ポルトガル語。（別料金）

料金等の詳細はお問い合わせください！資料請求はコチラ▼

中災防HPから
資料請求

<https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html>

中災防 ストレスチェックサービス

検索



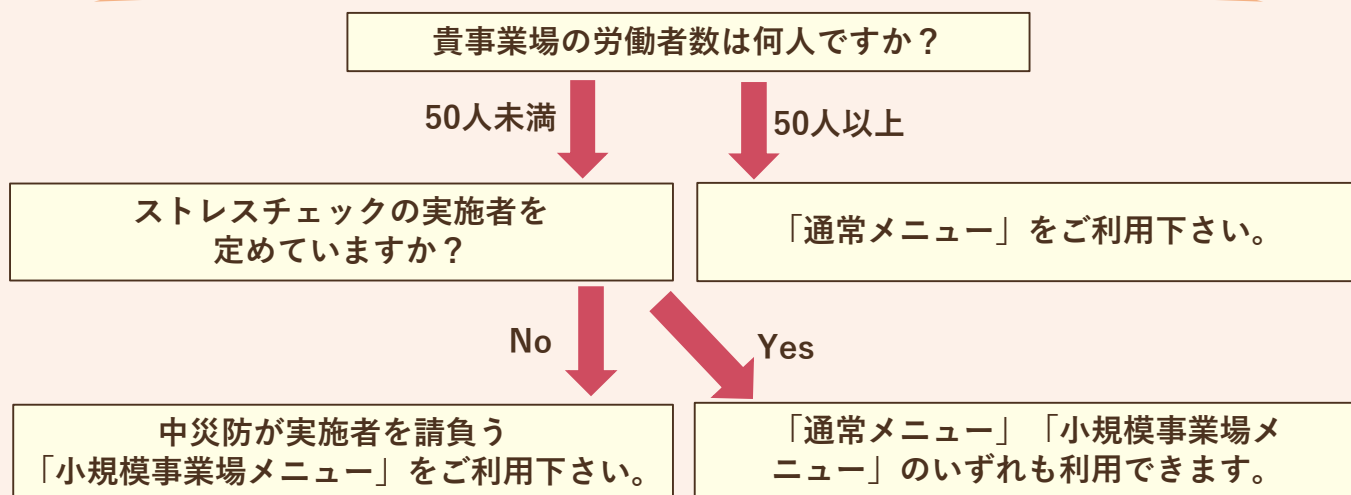
中災防より



資料を掲載した
お客様専用ページを
メールにてご案内

- ・ お客様専用ページで料金シミュレーション可能！
- ・ 無料でお見積りします！
- ・ スケジュールやお困りごと無料相談可能！（無料相談会）

ストレスチェックご利用フローチャート



実施者は人事権のない医師、保健師、または厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師の中から選任する必要があります。ストレスチェック実施者養成研修は中災防でも開催しております！

詳細はコチラ▶



▼▼▼お申込み・問合せ先▼▼▼

中央労働災害防止協会 健康快適推進部 ストレスチェック事業課

TEL 03-3452-6403 E-mail has-thp@jisha.or.jp

中災防 ストレスチェックサービス

検索

必ず「広島県労働基準協会からの紹介」とお伝えください。